

2007年10月11日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

住民基本台帳に関する事及び印鑑登録に関する事に係る個人情報
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから
収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理につ
いて（答申）

2007年10月3日付けで諮問（第272号）された住民基本台帳に関するこ
と及び印鑑登録に関する事に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及
び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理
について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在の印鑑登録制度は、昭和49年から印影を登録し登録番号を記載した手

帳式登録証による間接証明方式となっている。

しかし、この登録証に付番している6桁の登録番号がここ数年で飽和状態となることから、登録番号の桁数を増す必要に迫られていた。

そこで、登録番号の桁数を増設するとともに手帳式の印鑑登録証をIT化にも対応できるカード式に2007（平成19年）12月10日から切り替え、さらに、カード式の印鑑登録証（以下「印鑑カード」という。）又は住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）を利用した証明書自動交付機を導入し証明交付事務の効率化、時間外・休日等の取得機会を拡大し、市民サービスの向上を図るものである。

証明書自動交付機を利用するには、交付機を利用するための印鑑カード又は住基カードを発行し、暗証番号の登録が必要となる。

また、自動交付機監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）を設置しシステムのトラブル及び不正等の防止並びに抑止することが、安全かつ正確に運用する上で必要となる。

以上のことから、

ア 設置する監視カメラは、トラブル等を回避するため監視するとともに画像を保存することが必要となり、この画像には本人の同意を得ることなく収集する個人情報があることから条例第10条第4項及び第5項に規定する収集の制限に該当するため諮問するものである。

イ 証明書自動交付機を利用するための暗証番号の登録、監視カメラの画像のハードディスク及び記録媒体への保存が必要となるが、これらは条例第18条に規定するコンピュータ処理の制限に該当するため諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

ア 個人情報を本人以外のものから収集することについての必要性

(ア) 監視カメラ画像データ収集の目的は、証明書自動交付機の稼働におけるシステムのトラブル及び不正等の防止並びに抑止をするために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人の同意を得ることなく個人情報を収集することが必要となる。

(イ) 本人以外のものから収集する個人情報

監視カメラ画像データ

イ 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

証明書自動交付機を監視するためのカメラの設置場所は、証明書自動交付機周辺を限定する場所であるが、不特定の市民が立ち入る場所でもあり、撮

影及び録画以前にあらかじめ本人に通知することは不可能と考える。

そこで、監視カメラの撮影対象区域には監視カメラを設置している旨の表示をし周知をする。

また、広報ふじさわで証明書自動交付機の案内をする際にシステムのトラブル及び不正等の防止並びに抑止をするために監視カメラを設置することについての周知をする。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

(ア) 証明書自動交付機で住民票及び印鑑登録証明書を交付することは、証明発行までの時間が大幅に短縮されることや、申請書類への記入が省略ができることなど、市民サービスの向上、事務の効率化が図られるものと考えられる。

自動交付機の利用には、印鑑カードや住基カードとともに個人情報保護のため自ら市長に申請し登録する暗証番号が必要で、このためコンピュータ処理が必要となる。

(イ) 監視カメラの画像データをハードディスク及び記録媒体に保存することは、証明書自動交付機に関するシステムのトラブル及び不正等の防止並びに抑止になるとともに、事件・事故が発生した場合の原因特定資料として活用できるため必要となる。

イ コンピュータ処理する個人情報

(ア) 証明書自動交付機を利用するための暗証番号の登録
暗証番号

(イ) 証明書自動交付サーバ

i 住民票を発行するとき

住所・氏名・生年月日・性別・住民となった年月日・続柄・世帯主名
・本籍・筆頭者名・住所を定めた日・前住所・転出予定地・転出確定地
及びこれらの変更情報

ii 印鑑登録証明書を発行するとき

住所・氏名・生年月日・印影

(ウ) カード

i 印鑑カード

10桁のカード番号

ii 住基カード

13桁のカード番号

(エ) 監視システム

画像データの記録装置への保存

ウ 画像の保存等

画像は、録画機器に内蔵された記録装置及び記録媒体（DVD）に保存し、記録された画像の保存期間は原則5年とする。当該期間経過後は速やかに画像の消去又は記録媒体の破壊等の処理を行う。

エ 安全対策及び管理体制

録画機器は、当該業務を主管する課内に設置し、ワイヤーロックにより持ち出しを防ぐ。また、操作を行う際は、パスワード設定をすることで操作者を監視カメラ管理責任者（市民窓口センター長）及び監視カメラ管理補助者のみに制限する。

画像データが保存されている記録媒体（DVD）は、施錠により防護された場所に保管する。日常的な管理としては、「藤沢市自動交付機監視カメラ運用基準」を定め管理する。

証明書自動交付機の安全対策及び管理体制については、「住民票の写し及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」（平成17年3月28日総行市第249号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知）に準拠している。

(4) 実施時期について

ア 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人通知の省略について

→ 2008年 2月 1日

イ コンピュータ処理

(ア) 印鑑カード・住基カードの交付及び暗証番号の登録

→ 2007年12月10日

(イ) 証明書自動交付機の稼働及び画像の保存

→ 2008年 2月 1日

(5) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 藤沢市自動交付機監視カメラ運用基準

ウ 設置箇所

エ 構成イメージ

オ 機種

カ 住民票の写し及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について（平成17年3月28日総行市第249号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)ないし(3)のとおり判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

監視カメラ画像データ収集の目的は、証明書自動交付機の稼働におけるシステムのトラブル及び不正等の防止並びに抑止を行うために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難である。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

証明書自動交付機を監視するためのカメラの設置場所は、証明書自動交付機周辺を限定する場所であるが、不特定の市民が立ち入る場所でもあり、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に通知することは不可能である。

そこで、実施機関では、監視カメラの撮影対象区域には監視カメラを設置している旨の表示をし周知をすることとしている。

また、広報ふじさわで証明書自動交付機の案内をする際にシステムのトラブル及び不正等の防止並びに抑止をするために監視カメラを設置することについての周知をすることとしている。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理をする必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

(ア) 証明書自動交付機で住民票及び印鑑登録証明書を交付することは、証明発行までの時間が大幅に短縮されることや、申請書類への記入が省略ができることなど、市民サービスの向上、事務の効率化が図られる。

自動交付機の利用には、印鑑カードや住基カードとともに個人情報保護のため自ら市長に申請し登録する暗証番号が必要で、このためコンピュータ処理が必要となる。

(イ) 監視カメラの画像データをハードディスク及び記録媒体に保存することは、証明書自動交付機に関するシステムのトラブル及び不正等の防止並びに抑止になるとともに、事件・事故が発生した場合の原因特定資料として活用できるため必要となる。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

イ 安全対策について

録画機器は、当該業務を主管する課内に設置し、ワイヤーロックにより持ち出しを防ぐこととしている。また、操作を行う際は、パスワード設定をすることで操作者を監視カメラ管理責任者（市民窓口センター長）及び監視カメラ管理補助者のみに制限する。

画像データが保存されている記録媒体（DVD）は、施錠により防護された場所に保管する。日常的な管理としては、「藤沢市自動交付機監視カメラ運用基準」を定め管理する。

証明書自動交付機の安全対策及び管理体制については、「住民票の写し及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」（平成17年3月28日総行市第249号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知）に準拠している。

以上より、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上